

入札説明書

令和8年5月1日
狭山市教育委員会
生涯学習部教育施設管理課

1. 工事名称 狭山市立水富公民館トイレ改修工事及び狭山市立水富小学校屋上防水改修工事
2. 工事場所 狭山市根岸2丁目17番13号外
3. 工期 契約日から令和8年10月30日まで
4. 工事概要
(水富公民館トイレ改修工事)
 - ・内装改修工事 1式
 - ・衛生設備改修工事 1式
 - ・給排水設備改修工事 1式
 - ・電灯設備改修工事 1式
 - ・その他上記に伴う関連工事 1式
(水富小学校屋上防水改修工事)
 - ・防水改修工事 1式
 - ・その他上記に伴う関連工事 1式
5. 見積用設計図書
設計図 表紙共 41 枚
参考数量書 表紙共 51 枚
6. 設計図書等に関する質問回答
質問方法 質問がある場合は、電子入札システムにより提出する
受付日時 令和8年5月12日(火)午前10時まで
回答方法 質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載
回答日時 令和8年5月18日(月)午前10時から
7. 工事場所の管理運営
 - ・工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期すこと。
 - ・工事の実施に際しては、市担当者と十分に連絡調整を図ること。
 - ・工事用給排水電力等は受注者の責によること。
 - ・搬入路及び周辺道路においては、関係部所と十分協議し、誘導員を適切に配置するなど、十分な安全対策を講じること。
 - ・児童の通学路と搬入路が重複するため、登下校の時間帯の搬出入を避ける

等、特に安全に配慮して工事を行うこと。

- 道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行うこと。
- 敷地内での作業は、騒音、断水、停電等によって施設運営に支障がないよう十分に施設と調整を図ること。

8. そ の 他

- 工事工程については、施設運営に配慮した計画とすること。
- 工所用駐車場が不足する場合には受注者が敷地外に確保すること。
- 水富公民館の撤去工事期間は、令和8年6月16日から令和8年7月21日までに行うこと。
- 落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。